

元号が「平成」に変わったタイミングで3つの崩壊が起きました。平成元年のベルリンの壁崩壊、平成3年のソ連崩壊、そして同じ頃に日本ではバブル経済の崩壊が起きました。平成の時代は来年の4月で幕を閉じて新しい元号に変わります。崩壊と再生の歴史から学んだことを次の世代に伝えていきたいものですね。

今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【SDGs (Sustainable Development Goals)】

直訳は「持続可能な開発目標」。国際社会の持続可能な発展のために2015年の国連サミットで採択された。17の目標と169のターゲットを掲げ2030年までに達成することを目指している。具体的には貧困や飢餓の撲滅、ジェンダー（性）の平等、環境対策、疾病対策や教育水準の向上など、発展途上国と先進国が抱える問題を包括している。採択文書には国や自治体の取り組みの他に、企業の技術革新も必要と記載されている。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【高い所ほど高くなる税に】

新聞などでも取り上げられたことのある「タワーマンションの固定資産税見直し」というお話はご存知でしょうか。これは、一般的に高層マンションの上層階の部屋が低層階よりも取引価格が高いのに、上層階でも低層階でも固定資産税が同じ（床面積などが同じ場合）というのは「公平な税負担」とは言えないので見直そうというお話です。まずは、よく耳にする「タワーマンション」という用語についてですが、この用語には階数や法的な基準などの定義はありません。「タワーマンション」とは通称で、一般的に「高さ60m以上、階数でおよそ20階建て以上の住居用建築物」に使われているようです。今回の見直しでは、平成30年度から新たに課税されることとなる高さ60mを超える建築物（建築基準法上の超高層建築物）で、複数の階に住戸が所在している建築物が対象になります。

なお、平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含む建築物は対象外になります。課税額は、階が1つ上がるごとに約0.26%ずつ税額が増えます。例えば1階を100とすると、40階の部屋ならば1階に比べて約10%高くなります。また階数だけでなく、天井の高さや付帯設備が他の部屋と著しい差がある場合には、その差に応じた補正が行われます。なお、都市計画税や不動産取得税についても同様に見直しが行われています。



今を生きる 先人の言葉

ストレスは人生の
スパイスである

カナダの生理学者であるハンス・セリエの言葉。適度なストレスを与えると野菜は甘みを増す。ストレスと上手に付き合うことで人生はより豊かになるだろう。

～ジャネーの法則～

早くも桜満開。春爛漫に誘われて心も身体も軽やかになってきます。しかし、年々季節の廻りが早いと感じるのは、歳のせいでしょうか。ところで、「ジャネーの法則」をご存知ですか？人生において時間の心理的長さは時期によって異なることを主張しているものです。これによると、1年間の長さは5歳児では1/5、50歳では1/50になり、5歳児の1年間は50歳の10年間に相当すると言う主張です。よって、歳を重ねるごとに時が早く過ぎると感じられるのも納得がいきます。とは言え、せつかくですから「時」は、有意義に使いたいものですね。



365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント：【信頼と信用が崩壊するとき】

A氏がクリーニングに出したジャケットが破損して戻ってきたそうです。あらかじめ破損の可能性を知らされていたので仕方ないと納得したものの「こんなにひどいヒビ割れは今まで見たことがない」と受け付けの



店員も驚くほどの状態なのに、取りに行くまで何の連絡もなかったことにA氏は違和感を覚えたそうです。A氏も会社を経営する立場。トラブルの対処は初動が肝心だと常々肝に銘じています。そこで、その店員に「こういう場合はどうされるのですか？」と聞いてみると「弁償はできませんがクリーニング代をお返しして、ご迷惑料として一律5000円をお支払いしています」とのこと。

今まで見たこともないくらいひどい状態だと言いながら「一律」とは・・・。

どんな会社なのか逆に興味がわいたA氏は「弁償は望みませんが、上の方から一度お電話いただけませんか」とお願いしてみました。その翌日、クリーニング店からの電話に出られなかったA氏がコールバックすると、電話口の人が明るく元気にこう言ったそうです。「あのクレーマーの方ですね!」。店員にまったく悪気がないのは分かりました。このクリーニング店では、店員同士が「クレーマー」という言葉を日常的に気軽に使っているのだろうと感じられたからです。裏では「お客」、表では「お客さま」。

それと同じノリで「クレーマー」に「方」を付けて「クレーマーの方」というおかしい言葉を編み出したのだろうと想像し、A氏は怒るというより笑ってしまったそうです。そして同時に、これが自分の会社だったらと考えて背筋がゾツとしたのです。会社が築いてきた信頼や信用は、たった一人の、たった一言で、いとも簡単に失われてしまうことがあります。A氏は朝礼で「日頃の自分が仕事にも表れます。日常こそ自分を磨く場です」と話し、自分も襟を正したのです。



ところで、経営者にとって世にも怖い話の結末は、クリーニング代の返金と、茶封筒からおもむろに取り出された迷惑料1万円。結局オーナーは登場せず、A氏は言われるままに1万円の領収書を書いたそうです。

～ 今月の税務・労務 ～

国税

特別な処理事項なし

地方税

固定資産税及び都市計画税第1期分の納付
軽自動車税の納付
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

労務

特別な処理事項なし

和泉会計事務所

〒170-0013

豊島区東池袋 1-25-2

朝日生命池袋ビル 9F

電話：03-3984-9595

FAX：03-3988-0835

